



ハンセン病について

国立療養所大島青松園
園長 岡野美子



ハンセン病はらい菌による慢性の感染症です。らい菌の病原性は弱く、日常生活で感染することはありません。現在は治療薬があり治る病気です。

大島青松園は、高松市の大島にある国立ハンセン病療養所で、29名・平均年齢87.7歳(2025年7月末)の入所者さん達が生活しています。大島には一般住民はおらず、療養所しかありません。今、大島青松園にはハンセン病患者はいません。皆ハンセン病は治癒しています。なぜ患者ではないのに、入所者さん達はこの小さな島の療養所にずっといるのでしょうか。

1907年に「癩予防ニ関スル件」という法律に基づいて、放浪していたハンセン病患者を収容するための施設が全国に5か所作られました。大島青松園はその一つで、四国4県と山口県・広島県・岡山県・島根県の中四国8県連立の公立療養所「第4区療養所」という名称で発足し、後に国立に移管されました。「癩予防ニ関スル件」という法律は、1931年に「癩予防法」となり、無らい県運動を伴って患者の強制隔離を行うようになりました。この法律は1996年に廃止され、今は「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の基本理念に、隔離政策が与えた被害の回復、偏見や差別のない社会の実現を目指すことが定められています。入所者さん達は、ハンセン病は治癒していますが、後遺症が残っているという状態で、長きにわたる誤った法律による隔離政策の中で年を取り、ここが終の棲家となったのです。ハンセン病療養所は、現入所者の安寧な生活を支えるとともに、ここで亡くなられた方々への鎮魂と人権問題について啓発を行う使命を担っています。現在入所者さん達は高齢者ばかりですので、医療・看護・介護の充実に努め、一人一人の生活を見守り寄り添うことを心がけています。

ある入所者さんは、ここは人間を捨てた島だと言っています。人間が人間を捨てたのです。すべての人に人権があり、人として大切にされなければなりません。ハンセン病政策の過ちを繰り返してはいけません。大島青松園では、当園の歴史や入所者さん達が支えあって生きてきた苦難の記録を後世に伝えるために社会交流会館を設置しています。また、園内見学に多くの学校や団体等を受け入れています。さらに、大島は瀬戸内

国際芸術祭の会場の一つになっています。偏見・差別をなくすためには正しい知識を得ることが大切で、それには大島を訪れることからだと思います。ぜひ大島に足を運んでみてください。



◀ 大島青松園
屋島・高松港方面を臨む



『部落差別解消推進法』

(部落差別の解消の推進に関する法律)

をご存じですか？

部落差別は過去の話ではありません。今も様々な場面で部落差別が存在する中で、「部落差別解消推進法」は部落差別のない社会の実現を目指すため、2016（平成28）年12月16日に施行されました。



※法律の全文はこちらからご覧ください。

「部落差別の解消の推進に関する法律」のポイント

第1条(目的)

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。



第2条(基本理念)

部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現します。



第3条(国及び地方公共団体の責務)

国は部落差別の解消に関する施策、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めます。



第4条(相談体制の充実)

国・地方公共団体は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ります。



第5条(教育及び啓発)

国・地方公共団体は、部落差別を解消するため、教育及び啓発の推進に努めます。



第6条(部落差別の実態に係る調査)

国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行います。



差別解消のために～気づきから行動へ～

部落差別は差別される側の問題ではなく、差別する側の問題です。差別意識の背景には、部落問題に対する無知や無理解、誤認識などがあります。差別をなくしていくために大切なことは、今ある差別について正しく知ることです。差別のないまちづくりのために、まずは自分の言葉や行動を振り返ってみませんか。